

< 2 (2) >

社会福祉法人の適切な会計監査について

【1】財務3表の役割

1. 財務3表の概要

① 貸借対照表

「資産」「負債」「純資産」の状態を明らかにする。

② 資金収支計算書

「支払資金」の収入及び支出の内容を明らかにする。

* 企業会計のキャッシュフロー計算書に近いもの

③ 事業活動計算書

「純資産」の増減の内容を明らかにする。

* 企業会計の損益計算書に当たるもの

【1】財務3表の役割

2. 貸借対照表

- ① ある時点での**財政状態**を明らかにする。
- ② 左側（借方）の「**資産の部**」と右側（貸方）の「**負債の部**」及び「**純資産の部**」に大別される。
- ③ 左右の合計額は必ず一致（バランス）するので、「**バランスシート（B/S）**」とも呼ばれる。

（貸借対照表のイメージ）

左側で所有する総資産を表し、それを取得するための財源を右側に表している。

【1】財務3表の役割

2. 貸借対照表

貸借対照表 (BS)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
事業未収金				事業未払金			
貯蔵品				1年以内返済予定設備資金借入金			
立替金				職員預り金			
前払費用				その他の流動負債			
その他の流動資産				固定負債			
固定資産				設備資金借入金			
基本財産				長期運営資金借入金			
土地				退職給付引当金			
建物							
定期預金				負債の部合計			
その他の固定資産							
建物				純資産の部			
構築物				基本金			
車輛運搬具				国庫補助金等特別積立金			
器具及び備品				その他の積立金			
権利				次期繰越活動増減差額			
〇〇積立資産				(うち当期活動増減差額)			
その他の固定資産							
資産の部合計				純資産の部合計			
				負債及び純資産の部合計			

【1】財務3表の役割

2. 貸借対照表

流動資産

1年以内に現金化ができる資産、または1年以内に費用として処理される資産。
(現預金や事業未収金が大部分を占める)

固定資産

継続的に事業に供することを目的とする資産、または1年を超えて長期的に保有する資産。
土地や建物の基本財産や車両運搬具、器具備品積立資産などの長期性預金も含まれる。

【1】財務3表の役割

2. 貸借対照表

流動負債

1年以内に支払期限が到来する負債。
(主に事業未払金や職員預り金など)

固定負債

支払期限が1年を超えて到来する負債。
(主に設備資金借入金などの長期借入金)

純資産

事業開始時の寄附金・補助金その他、サービス活動で得た利益等を表す。

3. 資金収支計算書

目的

支払資金の収入及び支出の把握

資金の範囲

支払資金＝流動資産－流動負債（1年基準、引当金除く）

社会福祉法人の支払資金の収入と支出を明らかにする計算書。企業会計におけるキャッシュフロー計算書に似た内容ではあるが、対象とする資金の範囲が現預金のみではなく短期間内に回収されて現預金になる事業未収金等も含まれるため、企業会計のキャッシュフロー計算書よりも**広い意味でのおカネの動き**を表した表と言える。

【1】財務3表の役割

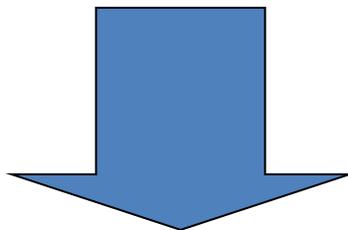
3. 資金収支計算書

支払資金のイメージ

◆資金収支計算書の仕訳が発生するケースは？

「**支払資金**」に影響を与える取引。

貸借対照表



流動資産－流動負債＝ α
 α に増減を与える場合に発生します。

流動資産 (引当金を除く)	流動負債 (引当金を除く)
	α

【1】財務3表の役割

3. 資金収支計算書

資金収支計算書 (CF)

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入		
		老人福祉事業収入		
		児童福祉事業収入		
		保育事業収入		
		就労支援事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入		
		生活保護事業収入		
		医療事業収入		
		借入金利息補助金収入		
		経常経費寄附金収入		
		受取利息配当金収入		
		事業活動収入計		
	支出	人件費支出		
		事業費支出		
		事務費支出		
就労支援事業支出				
支払利息支出				
事業活動支出計				
事業活動資金収支差額(a)				

勘定科目		予算	決算	差異
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入		
		設備資金借入金収入		
		施設整備等収入計		
	支出	固定資産取得支出		
		施設整備等支出計		
施設整備等資金収支差額(b)				
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入		
		投資有価証券売却収入		
		積立資産取崩収入		
	その他の活動収入計			
	支出	投資有価証券取得支出		
		積立資産支出		
その他の活動資金収支差額(c)				
当期資金収支差額合計(a+b+c)				

前期末支払資金残高			
当期末支払資金残高			

【1】財務3表の役割

3. 資金収支計算書

事業活動による収支

本業を営む上で経常的に発生する収入・支出。

施設整備による収支

施設整備（建物等の取得）に係る補助金や借入金の収入やその返済のための支出、固定資産を売却して得た収入や購入した際の支出。

その他の活動による収支

事業運営のための長期借入金の収入やその返済のための支出、積立金の取崩した際の収入や積立支出。

4. 事業活動計算書

目的

事業活動の**成果**の明確化

企業会計における損益計算書にあたるもので、一定期間における**経営成績**を明らかにするもの。一定の期間で事業を行うことによって得た収益からその期間で事業のために使った費用を差し引いて**期間損益**を計算する。

【1】財務3表の役割

4. 事業活動計算書

勘定科目		本年度 決算	前年度 決算	増減
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益.....		
		老人福祉事業収益.....		
		児童福祉事業収益.....		
		保育事業収益.....		
		就労支援事業収益.....		
		障害福祉サービス等事業収益.....		
		生活保護事業収益.....		
		医療事業収益.....		
		経常経費寄附金収益.....		
		その他の収益.....		
	サービス活動収益計			
	費用	人件費.....		
		事業費.....		
事務費.....				
就労支援事業費用.....				
減価償却費.....				
国庫補助金等特別積立金取崩額.....				
サービス活動費用計				
サービス活動増減差額(a)				
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益.....		
		受取利息配当金収益.....		
		有価証券売却益.....		
		投資有価証券売却益.....		
	サービス活動外収益計			
	費用	支払利息.....		
有価証券売却損.....				
サービス活動外費用計				
サービス活動外増減差額(b)				
経常増減差額				

事業活動計算書 (PL)

勘定科目		本年度 決算	前年度 決算	増減	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益.....			
		固定資産受贈額.....			
		固定資産売却益.....			
	特別収益計				
	費用	固定資産売却損・処分損.....			
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却.....)			
		国庫補助金等特別積立金積立額.....			
		特別費用計			
	特別増減差額(c)				
	当期活動増減差額(a+b+c)				
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額				
	当期末繰越活動増減差額				
	基本金取崩額.....				
	その他の積立金取崩額.....				
	その他の積立金積立額.....				
次期繰越活動増減差額					

【1】財務3表の役割

4. 事業活動計算書

サービス活動増減の部

本業から生じる収益・費用を計上する。

サービス活動外増減の部

本業以外の収益・費用で、経常的に発生するもの。
(受取利息、支払利息等)

特別増減の部

経常的には発生しない特別な収益・費用。
(施設整備等補助金収益、固定資産売却損等)

【1】財務3表の役割

5. 財務3表の連繫

- ◆ **資金収支** ⇒ (簡単に言うと) いくら**お金**が増えたかを表す。
(正確に言うと) **支払資金**がいくら増えたか。



現預金だけでなく、事業未収金等を含めた流動資産全体から近いうちに支払わなければならない事業未払金や職員預り金等の流動負債全体を控除したもの。
(ただし、1年基準と引当金は除く)

- ◆ **事業活動** ⇒ いくら**利益**が出たか。
貸借対照表の**純資産**がいくら増えたか。



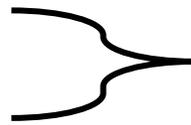
資産総額から負債総額を控除したもの

【1】財務3表の役割

5. 財務3表の連繋

貸借対照表

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	基本金
	国庫補助金等 特別積立金
	その他の積立金
	次期繰越活動 増減差額



収入
支出
当期末支払資金残高

資金収支計算書

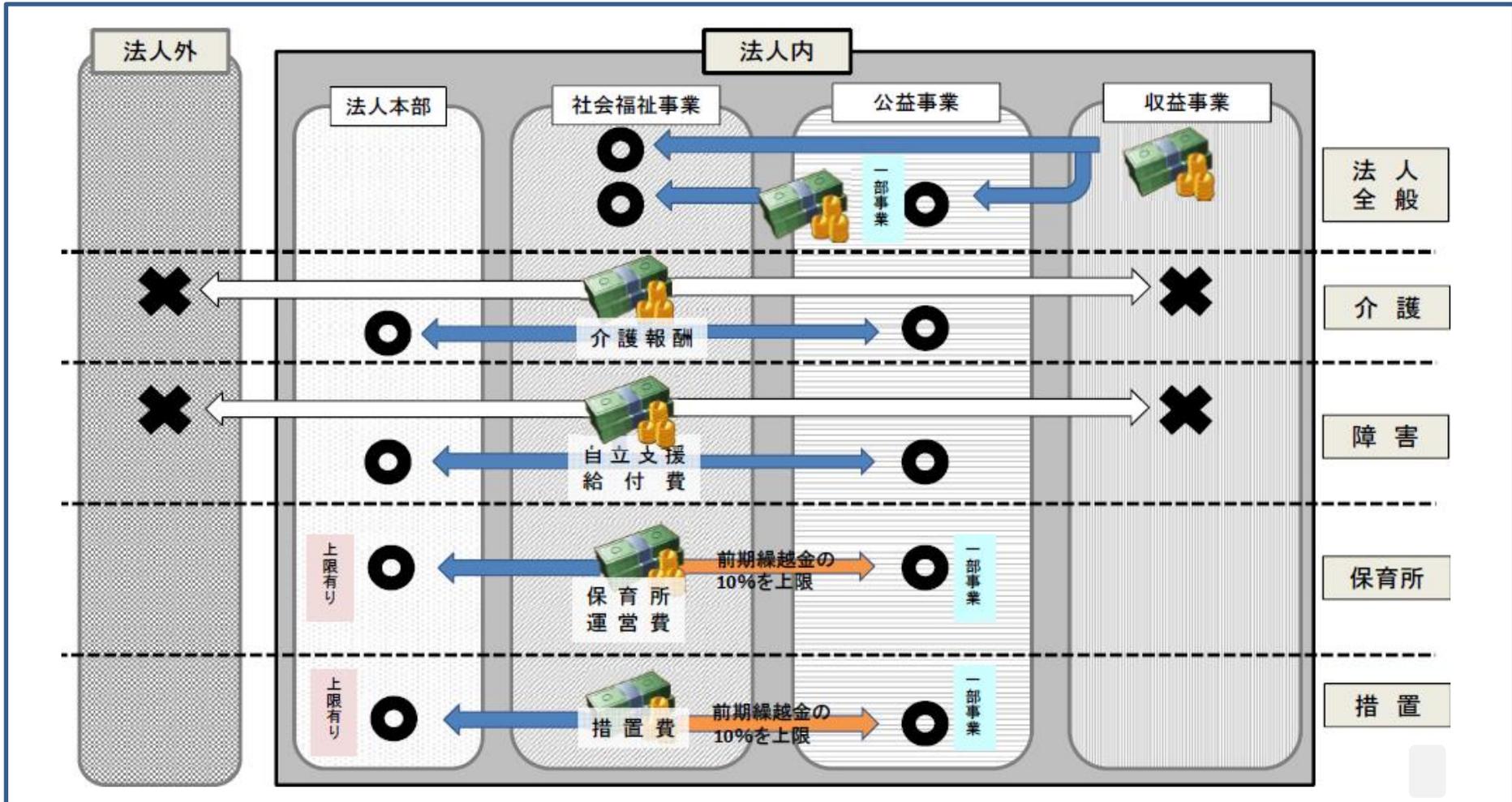


収益
費用
次期繰越活動増減差額

事業活動計算書

【2】代表的な資金用途制限

1. 資金用途制限の概要



【2】代表的な資金使途制限

2. 資金使途制限の根拠通知

社会福祉法人全般

- ① 社会福祉法(以下、「法」という。)第26条に規定する収益事業の収益を充てることのできる公益事業 (社会福祉法施行令第13条)
- 社会福祉事業
 - 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までの事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては10人)に満たないもの[法第2条第4項第4号]
 - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設経営事業
 - 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士養成施設経営事業
 - 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、老人保健福祉局計画課、児童家庭局企画課長連名通知)において例示している事業
- ② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)により、公益事業又は収益事業により生じた剰余金又は収益の使途を限定
- 公益事業における剰余金については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にのみ充当
 - 収益事業における収益については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当
- ③ 法人外への支出
- 使途(充当先)を限定しているため、これまでの間、明文化はされていないが、公益事業から収益事業及び法人外への支出、収益事業から法人外への支出は禁止しているという取扱い

介護関係

- 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付厚生省老人保健福祉局長通知)により、介護報酬の使途制限は原則ないが、例外として、
- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等
- については充当を禁止

【2】代表的な資金使途制限

2. 資金使途制限の根拠通知

障害関係

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、自立支援医療費を除く自立支援給付費の使途制限は原則ないが、例外として、

- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等
- については充当を禁止

保育所関係

- ① 当該年度の委託費及び前年度繰越金の取扱い
「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、当該年度の委託費については、使途範囲を限定しており原則資金の移動を制限し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、
 - 公益事業の運営に要する経費への繰り入れを当該施設の前年度繰越金の10%を上限
 - 同一法人が設置する子育て支援事業を除く公益事業のうち小規模であって保育所運営と一体的な運営を行う事業及び介護保険法に規定する指定居宅サービス事業等の運営に要する経費について充当を容認
- ② 法人外への移動
明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、これまで法人外への支出は認めていない

措置施設関係

- ① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い
「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、当該年度の運営費等については使途範囲を限定し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、
 - 公益事業への充当を当該施設の前年度繰越金の10%を上限
 - 同一法人が運営する公益事業のうち小規模であって社会福祉施設運営と一体的な運営を行う事業及び介護保険法に規定する指定居宅サービス事業等の運営に要する経費について充当を容認
- ② 法人外への移動
明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、これまで法人外への支出は認めていない

【3】内部留保

1. 現状（法改正前）

措置費

一定の要件を満たした場合に保有が認められる剰余（収入の30%以下）の用途は、法人本部経費、同一法人内の社会福祉事業及び一体的に運営される公益事業（30%のうち10%以下）に限定。

介護報酬

特別養護老人ホームに帰属する収入を、収益事業、法人外への資金流出に当てることを禁止。

※介護報酬については、運用上、高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている。

特別養護老人ホームを中心に、社会福祉法人が過大な内部留保を保有しているとの指摘がある。

【3】内部留保

2. 課題（法改正前）

- 社会福祉法人の公益性・非営利性を担保するためには、適正かつ公正な支出管理を徹底する必要があるが、例えば、役員報酬の基準や親族など特定の関係者への利益供与を制限する仕組みがない。
- 社会福祉法人について、事業の実施に伴って余裕財産が蓄積されているとの指摘があるが、余裕財産を表す仕組みがないため、その規模を明らかにできない。
(いわゆる内部留保については、確定した定義がない上に、そもそも余裕財産を表すものでもない。)
- 余裕財産の適正水準や活用のあり方を判断するための基準等がない。

3. 財務規律

① 適正かつ公正な支出管理

- ・ 役員報酬の支給基準の設定や調達等における親族など特定の関係者への特別の利益の供与の制限。
- ・ 一定規模以上の法人については、外部監査を活用して適切な支出管理をチェックする体制を整備。

② 余裕財産の明確化

- ・ 事業継続に必要な財産と余裕財産を明確に区分し、其々の内容を明らかにする仕組みを構築。

③ 福祉サービス・地域公益活動への再投下

- ・ 余裕財産について地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資、社会福祉に関する地域公益活動への計画的な再投下を促す仕組みを構築。

【3】内部留保

3. 財務規律

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表 (対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

収支差

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表

II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
 - ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

【3】内部留保

4. 社会福祉充実財産

$$\text{社会福祉充実財産 (C)} = \text{(A)} - \text{(B)} + \text{控除対象財産②} + \text{控除対象財産③}$$

(再投下対象財産) (活用可能な財産) (控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕)

※1 (A)〔活用可能な財産〕

= 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

※2 控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕

= 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債

※3 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕

= 【将来の建替に必要な費用】

(現在の建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率〇. 〇)×一般的な自己資金比率〇%

【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合20%)－過去の修繕額〇円

【設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額

※4 控除対象財産③〔必要な運転資金〕 = 年間事業活動支出の3月分